

第1回山梨県障害者施策推進協議会 会議録要旨

- 1 日 時 平成28年7月21日(木) 午前10時00分～11時35分
- 2 場 所 やまなしプラザ オープンスクエア
- 3 出席者
(委員)
有田明美、小澤秋恵、木村定則、倉嶋清次、佐久間史郎、志村隆司、関根ふじゑ、竹内正直、柳田正明(50音順)

(県側等)
福祉保健部次長、障害福祉課長、障害福祉課総括課長補佐、交通政策課、防災危機管理課、福祉保健総務課、健康増進課、産業人材育成課、新しい学校づくり推進室、警察本部交通規制課、山梨労働局、自立支援協議会座長

(事務局)障害福祉課
企画推進担当(4人)、施設支援担当(1人)、地域生活支援担当(2人)、心の健康担当(1人)
- 4 傍聴者等の数 4人
- 5 会議次第
(1)開会
(2)福祉保健部次長あいさつ
(3)会長あいさつ
(4)議事
 - ・「やまなし障害者プラン2015」の目標進捗状況について
 - ・山梨県障害者自立支援協議会からの報告について
 - ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の公布及び一部の施行について
 - ・その他
(5)その他
- 6 会議に付した議題
(1)「やまなし障害者プラン2015」の目標進捗状況について
(2)山梨県障害者自立支援協議会からの報告について
(3)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の公布及び一部の施行について
(4)その他

7 議事の概要

(1) 議題「「やまなし障害者プラン2015」の目標進捗状況について」について

議題について、資料により、事務局から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

ただいま、事務局から説明がございました目標進捗状況について、あるいは、それに関連した施策等について、御質問等がありましたらお願いします。ご発言は簡潔にして要領良く、またご答弁の場合も同じようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(委員)

行政代表として出席しておりますが、まず、要望的な話なのですが、頂戴しているかもしれませんが、プラン自体が手元がないと全体像が見えないため、数値目標の議論というのはしにくい感じなので、頂いているのであれば、必ず持参するという話になるのかもしれませんが、こういう会議の場では、プラン自体をこの机の上に置くようにしていただきたいと思います。これに関連して、先ほど、223事業のうち、数値目標が37項目という説明でしたが、なぜ37項目で、残りの186項目とはどんなことが書いてあるのだろう、この37項目の代表性はどうなのだろう、根本的な問題になるのですが、その部分も聞いていて疑問に思ったものですから、今後の進め方としてご配慮いただきたいと思います。と要望したいと思います。

(議長)

ありがとうございました。この件については、事務局は次回から整えてください。他にございますか。

(委員)

数値目標の達成率が順調な項目が、イコール、見方によっては二ーズ増大という解釈もできるので、この計画ですと、まだ平成27年度から始まったばかりで、すぐに達成できてしまう、これをどう捉えていくか、ということが1つあるかと思います。進捗率の低いものよりも、そちらの方が気になりましたことと、差別解消の対応要領については、国の各省庁がいろいろ出しているのですが、そちらを見ますと、似たような体裁のものが並んでいるので、そういうところを参考にしながら、具体的に進める重要なものと見られますので、市町村には作っていただくことを期待したいと思います。

最後に、一番最初の表紙で障害のある方の手帳の交付数が出ていますが、横の目盛りが異なっているのに、帯グラフを見ますと全部同じように見えます。これはかなり数の違いがあると思うので、表し方を工夫いただくと有り難いと思います。

(議長)

ありがとうございました。これについて何かコメントございますか。

(事務局)

例えば進捗良いものも、確かにニーズが高いということもございますので、達成率や進捗率が100%を超えたからと安心するのではなく、そういった状況を踏まえながら、今後、プランについて考えていきたいと思えます。

また、1ページの表の尺が同じような尺だからということでご指摘いただき、今後の資料の作り方は工夫をしてわかりやすい表にしていきたいと考えております。ありがとうございました。

最後の差別解消に係る職員対応要領につきまして、委員のご指摘のとおり、国でも作っておりますし、県もこの平成28年2月に策定しております。

策定した時に、市町村等も努力規定ではあるのですが、策定を進めるということで、県はこのように策定をしましたということで、通知をしております。これを受けて、各市町村でも策定しようという動きが活発になってきておりますので、それを県が後押しし、全市町村において、策定が進むよう県も努力していきたいと考えております。

(議長)

この職員対応要領は、先ほどのご説明では、11市町村が平成28年度に策定されるということですが、残りはどうなのですか。

(事務局)

残りの市町村は、特に年度は示していないのですが、作らない市町村はないです。平成28年度以降、作っていくということで確認しております。

(議長)

差別は日常ある事ではありますし、同時にこのことが、障害をもった方の自立の妨げになっていることは事実でありますので、できるだけ市町村が可及的速やかに取り組めるようご指導願いたいと議長からお願いをしておきます。

他にございませんか。

(委員)

5ページ目に書かれています、ナンバー28の「手話通訳者の養成」につきまして、発言をさせていただきます。目標数値として書かれております「130人」は、実際に合格される方の数だと思うのですが、しかし、実態を少し説明させていただきますと、登録者は今年の半分以下、さらに活動できる通訳者の数もさらに少ない。その理由を考えますと、社会的になかなか職業として認められない部分や、地域の理解の少なさということで、活動できる通訳者の数が少ないという、その辺を少し補足させていただきます。

(議長)

回答が必要ですか。

(委員)

今後、そのような状況を知っていただく中で、福祉課の方と相談しながら進めたいと思います。よろしく願いいたします。

(議長)

他にございませんか。特別になれば、次の議題に移りたいと思います。

(委員)

10ページの「福祉施設利用者の一般就労への移行等に関する目標」についてですが、達成率を見ますと、際だって高い100%を超えているものを見ますと、上から2つ目「公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数」、上から4つ目の「障害者トライアル雇用事業の開始者数」となっているのですが、公共職業安定所におけるチーム支援については、この就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携、これが非常に効果を発揮しているのかと思います。こういうところを重視していくなれば、もっと達成率が上がるような感じは受けました。

それと、4番目の「トライアル雇用事業の開始者数」というものを詳しく説明をお願いしたい。

(議長)

事務局、お願いします。

(労働局)

トライアル事業というのは、「トライアル」というふうにありますように、「試す」ということがあります。1ヶ月から3ヶ月の期間におきまして、この仕事をやってみて、その事業者さんと、ご本人さんが、その1ヶ月から3ヶ月の期間の中で仕事がこのまま続けていけるかどうかということを見定めていくという事業になっています。そして相互が良かった場合には、就職という形での手続きになってきますので、これにつきましては、奨励金といった制度もありますので活用がだいぶ進んでいるかと思っています。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

はい

(議長)

他にございますか。

(委員)

ご説明の中に、山梨県障害者幸住条例のお話をいただいております。誰でも住みやすい地域と考えますと、条例の周知について、各市町村や自治会も含めて、身近なところで、この条例が浸透するために、どのような取り組みをされているか、ちらしなどを配布するなど、取り組みを教えていただきたい。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

幸住条例は、昨年度改正いたしまして、今年の4月から施行となっております、この施行の内容について、県民の方々に広く周知するために、リーフレットやパンフレットを作りまして、関係団体、学校、事業者団体といったところに広く配布しております。

また、本年度は、一過性の周知だけではなくて、県政出張講座という県の職員が皆様のところに出向いて、県の施策を説明させていただいたり、意見交換をさせていただいたり、そういった取り組みがある訳なのですが、県政出張講座のテーマの中に「改正障害者幸住条例について」ということで、県民の方や、住民の方に説明させていただく機会を設けておりまして、すでに、今年度、10回以上、県政出張講座で周知に努めております。今後も、継続して進めて参りたいと思っております。

(委員)

ありがとうございます。

(議長)

よろしいでしょうか。昨年度開始のプランでございますので、低迷な部分が大いぶあるようですが、ご努力いただいでできるだけ早い機会に100%を超える実績をお出しいただきたい。

それでは、次の議題に移りたいと思いますが、(1)の議題についてはよろしいでしょうか。

(委員)

はい

(議長)

それでは、(1)の議題については、説明どおりということをお願いしたいと思

ます。

(2) 議題「山梨県自立支援協議会からの報告について」について

議題について、資料により、自立支援協議会座長から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

それでは、ただいま、ご説明がありました内容について、ご質問等ございましたら、お受けしたいと思います。

(委員)

昨年まで、山梨大学で勤務し、神経難病等の患者様にいろいろマネージメントをする役割を持っておりました。今、お話があったような重度の医療的ケアが必要な在宅におられる子どもさんの小児慢性の自立支援員をしておりますので、今の先生のリアルな訴えやお話を聞いて実感しております。

呼吸器をつけたり、痰の吸引が必要だったり、そういう子どもさん達の親御さんは、かなりのストレスを溜めたり、その度、家族がバラバラになってしまったり、そんな社会的な弊害をいっぱい抱えていらっしゃるということを間近で見えております。入所できる施設は、あけばの医療福祉センターか国立甲府病院しかない。そういう施設的なところも助けてくださるように、ハードの面でもソフトの面でも支援をしていただきたいと思っていますし、例えば、ショートステイやデイサービス、放課後デイなど、そういう面も併せて県でご検討いただければと思います。

看護協会においても、法律が変わってヘルパーさんが吸引できるようになるということが何年か前からあって、看護師が特定のAさんに関して、吸引指導すると認められるというようなことになりますので、そういうところは、協会でも積極的に進めて、利用者のために、拡大していくことに努力をさせていただいております。

併せて、二十歳までは「小児」でよろしいのですが、その後、介護士さんも年を段々とっていくのに、その後どうするんだということ、いろいろな制度も「小児」までは医療費の助成などもあるのですが、大人になったら、それも打ち切られてしまうところ、就労にはなかなか持っていけないということも併せて、継続して子どもさんは成長発達はどんな状況でもするので、その後の施策につながるような状況を検討していかななくてはいけないという課題があると感じております。

(議長)

ありがとうございました。他にご質問等ございますか。

(委員)

資料(平成27年度山梨県自立支援協議会報告書)の5ページの県と自立支援協議会の関係図を提示していただいて、今まで、10年以上、施策推進協議会と自立支援

協議会の接点がなかったということですが、これだけネットワークといいますか、市町村と県の自立支援協議会が連携しているというところで、そこで得られている実態の状況や課題など、それを基に、施策推進協議会が議論をするべきだということはもちろんなご指摘なので、今後は繋がってやっていくべきだと感想を持たせていただきました。

(議長)

ありがとうございました。ご意見として頂戴をしておきます。他に何かご質問等ございますか。

(委員)

資料(平成27年度山梨県自立支援協議会報告書)2ページに書いています「基幹相談支援センター」ですが、これが4圏域の中で2カ所しかないということでありませんが、これは法律で置かなければならないということになっているのですが、こういう実態は、どこが、どのようにプッシングやフォローをしていくのか質問いたします。

(議長)

ご答弁をお願いします。

(事務局)

基幹相談支援センターの必置については、望まれるところでございまして、まずは、相談支援体制の整備ということで、身近なところの相談体制、そして複雑多様な方に対する機関という、この2つが連立をして体制を組んでいくことが非常に大切だということを理解しております。ご指摘のとおり、山梨県の障害福祉圏域は4圏域でございますけれど、圏域という単位でいけば、設置がされているのは、中北圏域と峡東圏域のみでございまして、富士東部及び峡南圏域には、基幹相談支援センターは設置をされていない状況がございます。このことは非常に重い課題と受け止めておりまして、ここ数年来、特に富士東部のエリアをどうにかしようと、自立支援協議会のメンバーと連携をしながら対応して参りました。今後、富士東部には基幹相談センターができる兆しが見えております。

こういった体制整備を行うのは、先ほど、座長からもお話があったとおり、各圏域に圏域マネージャーを置いておりますので、自立支援協議会が軸となって、設立に向けて、県としてできることは最大限やっていきたいと思っております。

また、本日は笛吹市長もお越しになられておりますので、お話をさせていただきますと、地域生活の支援に関しまして、笛吹市は非常にいい取り組みをされております。例えば、そういった設立に向けて先進的な県内の自治体のお助けを借りながら、支援体制を組んでいくということも大切だと思っております。そういったことを、総合的に支援していければと考えている次第です。

(自立支援協議会)

補足なのですが、単に各圏域に、基幹相談センターを作れば良いと思っている訳ではなく、実効性がある意味があるセンターでなければならず、ただ単に看板だけ置けばそれでいいということは思っていないので、現在、設置されていないところも、自治体の圏域内で、きちんと議論をして積み重ねの中で、意味のあるセンターをどうやって作るのかということ、圏域マネージャーを中心としながらやっていただいています。富士東部では、ある程度、形が見えてきたので、来年度か再来年度には作っていただけたらと思っていますが、単に看板をつくるだけでなく、意味がある、そして実効性のある基幹相談センターをつくるお手伝いを、私達はしているということをご理解いただければと思います。

(議長)

ありがとうございました。では時間の関係もございますので以上にさせていただきたいと思います。先生のご報告の中の地域課題あるいは、各部会の報告などは大変参考になりますので、各委員には資料にお目通しをお願いしたいと思います。

それでは、議題の(2)「自立支援協議会からの報告について」については、以上にさせていただきます。

(3) 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の公布及び一部の施行について」について資料により、事務局から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

この法律の改正について、何かご質問等ございますか。

(議長)

よろしいようでしたら、ただいま事務局から説明をいただきましたけれども、この議事については以上とさせていただきたいと思います。特に大事な法律の改正ですので、事務局には、対応について遺漏のないようにお進めいただきたい、このように考えます。よろしく願いいたします。

以上で予定をしておりました議題については、全て終わりましたけれども、(4)「その他」として、特別に何か、委員の皆様ございますか。

(議長)

事務局の方から何かございますか。

(事務局)

ございません。

(議長)

それでは、以上にさせていただきますが、議長として1つお願いがございます。

本日の委員の出席でございますけれど、14人の委員の中で3分の1にあたる5人の委員の方がご欠席になっていらっしゃる。障害者施策について大事な検討をしなければならないこの協議会で、いろいろご事情があったとは思いますが、ぜひ、この点については、日程の調整をしっかりとやっていただきたい。とりわけ、委員の構成や領域に偏りが無いということで公募委員がいらっしゃいますが、お二人ご欠席になっていらっしゃる訳ですが、こういったことを考えあわせると、やはり全員が目標ではありませんけれども、特別な事情がない限り、ぜひ従前の調整をしていただいて、大勢の委員のご出席をいただきたい、このように、私の方から要望をいたしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、以上で予定をいたしました議題全ての審議を終わりましたので、議長としての役割を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。委員の出席の件につきましては、事務局として、次回以降、最大限努力をさせていただきますと思っております。よろしくお願いたします。

8 その他の概要

(司会)

それでは、次第の(5)のその他ですが、事務局から今後の予定と報告がございますのでよろしくお願いたします。

(事務局)

今後の予定でございますが、本協議会の現在の委員の任期が平成28年10月31日をもって満了します。今年度、新たに委員のご委嘱、委員の公募といった手続きが秋口でございます。またその時には、事務局でご説明、対応をさせていただきますのでご承知くださいますようお願いいたします。事務局からは以上です。

(司会)

委員の皆様から、「その他」で何かございますか。

(委員)

先ほどの議長のご意見に関連して申し上げようと思ったのですが、今、委員の任期が切れるというお話があったので、この欠席の問題もあるのですが、委員の構成が本当にこれでいいのか、こういう場で言っているのかわかりませんが、先ほど、笛吹市に対してお褒めのお言葉もいただきましたが、これは、担当者がしっかりとやっていること、それから、社会福祉協議会が高い理念を持ってやっているということ、それから民生員・児童員協議会では、会長さんも非常に長いことやっている方で、ベテラン

のリーダーシップをとっている。こういうことが、笛吹市の社会福祉の特徴だと思っております。

そういう意味でメンバーを見た時に、社会福祉協議会の関係や民生委員さん達の関係はどうなっているんだろうと、ここの部分が大変疑問に思っています。組織上の問題があるのかと感じている訳ですが、その辺りは、今後、協議会の構成につきましては、しっかり考えていただきたいと思います。

それから、ついでに申し上げますけれども、この会合は1年に2回程度開催されておりますが、今はネット社会になっておりまして、自由に意見交換をネットを通じてやれる、あるいは、ネットでなくても郵便のやり取りでもできますので、会議の資料自体は事前にもらってはおりますけれども、そうではなくて、事務局中心に動いて行くのだと思いますけれども、我々には、事務局サイドの動きというのは、日常的には見えませんので、できることならば、事務局が向かっている課題や、自立支援協議会との関係で議論になって事柄、こんなことを御了知いただきたいとか、我々が気がついたことを事務局に、ぼんと投げるですとか、もっと日常的な協議会活動ができるような運営を心がけていただきたい。

普段は、事務局側で皆様をお願いする側において、大変私、市長という立場で失礼な協議会、審議会の運営をやっているなど、今、こちらの席に座って改めて思ったものですから、非常に申し上げにくいことなのですが、委員の皆様をお願いしている身ですので、自省の意味を込めて発言させていただきました。ご参考にしていただければと思います。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。

2点ご要望いただきましたので、早速預かりまして検討させていただきます。ただ、委員の定数につきましては、条例により15名以内ということになっておりますので、増員というばかりには参りません。

また、委員のバランスですが、現在、行政関係2名、学識経験者5名、障害者団体3名、障害の当事者の方等、公募委員が4名という形でやらせていただいております。先ほど、お名前が挙がりました団体につきましても、含めてお預かりし検討させていただきます。

また、委員の皆様には年2回ほどの協議会しかお集まりいただく機会がない訳ですが、常にフレッシュな情報を提供させていただきたいと思っております。メールや郵便等を通じて情報提供等は中断なくさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

(委員)

先ほどの委員のご発言は大変有り難いご提言だと思っております。私も一言、1時間半という時間は適切な時間ではないと思っております。時間の持ち方についてもご検討いただければと思います。

(事務局)

承知致しました。併せて検討させていただきたいと思います。

(司会)

その他よろしいでしょうか。以上をもちまして閉会させていただきます。
本日はありがとうございました。